

2024年9月21日

2024年度第1回産業遺産学会臨時総会議決事項報告

監査役 後藤充伯

首記の件につき、下記のようにご報告申し上げます。

「9月13日までの投函」をお願いしておりましたので、約1週間の余裕を見て、9月20日で、集計を一旦締めさせて頂きました。もしも、遅れた到着がございました場合は、投函日を確認し、期限内外を判断し、修正させて頂きます。

【第1号議案】「横山悦生氏の会長解任について」

1. 今回は「議案」への賛否を求めるものです。一部の方から、「役員選挙ではないか？」とのお話を頂きましたが、役員選挙ではありません。
2. 賛否：発送総数218枚を送付し、以下の賛否を頂きました。

議案	ハガキ（9月20日到着分）				発送総数（218名）－ハガキ到着総数
	賛成	反対	無効	総数	会長代行一任：賛成
第1号	54	29	8	91	127

上記から賛成総数：（ハガキ賛成）54名＋（未提出者数：会長代行一任）127名＝186名

3. 可決案件

（ア）賛否両方に○印または両方に○印がない場合は賛成とみなします。なお、白票でも、明確に本件について「賛成とみなす」ことを拒否された方、無効宣言をされた方、議決権非行使宣言の方、等は無効票とさせて頂きました。

（イ）無記入、無記名、未提出の場合は会長代行一任とします。集計では、賛成の無記名3名分を賛成票としております。

4. 決議結果

（ア）賛成186名、反対29名、無効8名にて本議案は可決されました。これに伴い、横山悦生氏は2024年9月21日をもって会長を解任されました。

5. 追記事項

（ア）可決条件および決議は、2023年度（第47回）総会および2024年度（第48回）総会同様としました。

（イ）決議結果はニューズレター第28号（2023年8月16日発行）4頁に準じるかたちでニューズレター第31号に掲載予定です。

6. 異議・回答

No.	異議	回答
1	この選挙は無効です	今回は議案に対して賛否を求めるものです。そもそも選挙ではありません。従って、選挙管理委員会は関係ございません。
2	上記3項の可決案件が非常識である	NL28号で、横山氏が報告された2023年度（第47回）総会報告に準拠している。
3	当事者に弁明の機会を与えるべき	臨時総会資料に横山氏の弁明書を添付させて頂きました。
4	臨時総会の費用が予算化されてないにもかかわらず、このような事務費用等を無断で使用せることは、法的に問題があります。	規約22条2項の臨時総会の項目に規定されております。今回は（1）の理事会が必要があると認めたものとなります。
5	産業遺産学会規約第5章総会の(招集)第23条の2に違反していないか？ (請求のあった日から30日以内に臨時総会を解させねばならない)	今回は、横山氏から事務局に対し、業務妨害があり、その対処のために2週間ほど時間を経過してしまいました。不測の事態であるため、許容範囲内と考えております。また、遅れたために、臨時総会の招集を無効とすることはできません。招集できなかったことに対し、妨害者に責任を求める必要があるかもしれません。

以上